

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動 ○ 三重県総合博物館協議会委員の解任及び任命について	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福利・給与課	1頁

人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を解任及び任命しました。

令和4年7月8日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 解任する委員の氏名

前 田 智 之

2 解任日 令和4年7月8日

3 任命する委員の氏名

萩 文 明

4 任期 令和4年7月9日から令和6年4月18日まで

お 知 ら せ

令和4年7月15日付け三重県公報第328号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年七月十五日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第一号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の二。以下「受給資格証」という。)を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(条例第十条第一項の規則で定める理由)</p> <p>第十一条の二 条例第十条第二項の規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 疾病又は負傷(条例第十条第八項第三号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、県委員会がやむを得ないと認めるもの</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第十一条の三 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書(第十一号様式の三の二)に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて県委員会に提出することによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p> <p>2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内になければならない。</p> <p>4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。</p> <p>5 県委員会は、第一項の申出をした者が条例第十条第一項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書(第十一号様式の三の三)を交付しなければならない。この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。</p>	<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 県委員会は、前項の失業者の退職手当受給資格証交付願の提出があつたときは、失業者の退職手当受給資格証(第十一号様式の二。次項及び第十一条の三において「受給資格証」という。)を交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

6 | 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 | その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 | 条例第十条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 | 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて県委員会に提出しなければならない。

8 | 前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書の規定は、第六項の場合について準用する。

(条例第十条第四項の規則で定める事業)

第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 | その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 | その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの

三 | その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと県委員会が認めたもの

(条例第十条第四項の規則で定める職員)

第十一条の五 条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 | 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 | その他事業を開始した職員に準ずるものとして 県委員会が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十一条の六 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は

前条に規定する職員の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて県委員会に提出することによって行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内に行わなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 県委員会は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十一条の三第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、県委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を県委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、県委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第十一条の三第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、第十一条の三第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第十一条の三第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第十一条の七（略）

（公共職業訓練等を受講する場合）

第十一条の八 受給資格者は、県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四項及び第十一条の十において「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届（第十一号様式の五）、通所届（第十一号様式の六）及び受給資格証を県委員会に提出しなければならない。

第十一条の二（略）

（公共職業訓練等を受講する場合）

第十一条の三 受給資格者は、県委員会が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定の例により指示した同法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（第四項及び第十一条の五において「公共職業訓練等」という。）を受けることとなつたときは、公共職業訓練等受講届（第十一号様式の五）、通所届（第十一号様式の六）及び受給資格証を県委員会

2 ～ 4 (略)

第十一条の九・第十一条の十 (略)

附 則

1 ～ 3 (略)

4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）」に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。

に提出しなければならない。

2 ～ 4 (略)

第十一条の四・第十一条の五 (略)

附 則

1 ～ 3 (略)

4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）」に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。

第十一号様式の三の次に次の二様式を加える。

第11号様式の3の2（第11条の3、第11条の6関係）

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

① 申請者	氏 名		受給資格 証 番 号	
	住所又は 居 所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 ()			
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
<p>公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第11条の3第1項・第11条の6第1項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県教育委員会 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>				
※ 処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			


備考

- この申請は、受給資格証及び③欄の理由の事実を証明することができる書類（医師の証明書、登記事項証明書等）を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

（日本産業規格A4）

第 11 号様式の 3 の 3 (第 11 条の 3、第 11 条の 6 関係)

受 給 期 間 延 長 等 通 知 書

申 請 者 氏 名		受給資格証番号	
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延 長 等 後 の 受給期間満了年月日	年 月 日		
公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第 11 条の 3 第 5 項・第 11 条の 6 第 3 項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 三重県教育委員会 			

備考

- 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

(日本産業規格 A 4)

第十一号様式の四中「第11条の2関係」を「第11条の7関係」に改める。

第十一号様式の五から第十一号様式の七までの規定中「第11条の3関係」を「第11条の8関係」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の十二までの規定中「第11条の5関係」を「第11条の10関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和四年七月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出等された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。